

遺産の相続はどうか？

昭和23.11.10発行 第三号より編録

相続人の範囲は、配偶者以外、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹とし、その順位は次の通りである。

- (一) 直系尊属
- (二) 直系卑属
- (三) 兄弟姉妹

(注一) 相続人は、同一順位者の間で原則として均分であるが、配偶者、直系尊属または直系卑属と同一順位に相続人となる場合は、先順位である。また、同一順位に同一順位者がいるときは、その順位に依り均分である。

夫が死亡したとき、妻は夫の相続人となる。また、妻は夫の遺産の半分を相続する。妻は夫の遺産の半分を相続する。妻は夫の遺産の半分を相続する。

相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。

遺産の相続は、相続人が死亡したときから開始される。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。

例

夫が死亡したとき、妻は夫の遺産の半分を相続する。妻は夫の遺産の半分を相続する。妻は夫の遺産の半分を相続する。

(一) 夫の遺産の半分を相続する。

(二) 妻の遺産の半分を相続する。

(三) 子の遺産の半分を相続する。

(四) 孫の遺産の半分を相続する。

(五) 兄弟姉妹の遺産の半分を相続する。

遺産の相続は、相続人が死亡したときから開始される。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。相続人が死亡したときは、その子の相続分を繼承する。